

平成 27 年(レツ)第 30 号 上告受理申立事件

上告人

被上告人 旧姓 須崎 佐藤スミエ

2015 年 7 月 8 日

東京地裁民事第 33 部 御中

上告受理申立理由書

上告人

偽装失踪をする虚偽告訴人を過去 2 回地裁に提訴した、共に公示送達となり前回は最高裁で敗訴が確定した、そこで今回は簡裁に提訴した、毎度の補正命令を突破して審理に持ち込んだ、二審の地裁判決から三審は最高裁と考えて上告手続きをした。

八王子簡裁→東京地裁民事部第 33 部→上告状・印紙を高裁訟廷部に提出→高裁第 22 民事部は地裁民事第 33 部に移送決した。

ところが窓口の高裁は地裁に移送決定をした、法規に基づいた手続きだろうが、この送達された決定書の外形に不審がある、そしてやはり特別送達郵便に違法性が見られる。

資料 1

本年 3 月 17 日、地裁判決書の発送、必ず經由する地方統括支店(東京多摩郵便局)の表示がされない。

資料 2

3 月 27 日、高裁民事 22 部から移送決定書の発送、留守中に届いた不在連絡票の追跡番号から統括支店の表示がなく、不正送達と認識して受取拒否をした。

そしてこの返戻の追跡をしたところ、東京多摩郵便局を經由する正規な表示がされいる、往路復路が違う郵便トラック便は存在しない、故に景表法・郵便法違反と断ずる。

資料 3

4 月 13 日

再度の発送を申立して送達されたが、やはり東京多摩郵便局経由の表示がされない。こうした不正表示は裁判所発の郵便物に限っての現象であり、これを郵政に説明請求するも「取扱量に基づく省略」と言い逃れをするが、経由表示はコンピュータ管理されて取扱量云々とは有り得ないとの回答も得ている。

資料 4

4 月 10 日付けの日本郵便からの回答書

資料 5

5 月 14 日、回答に対する意見書、刑事裁判の始まりは裁判所から容疑者宛に特別送達郵便で送られる起訴状、この特別送達郵便の郵便スタンプが偽造であったり、検察庁からの郵便物の消印・料金計器が偽造であれば、どんな事件も捏造、でっち上げ出来る。

上告人のこの記事 URL には各国からのアクセスが続いている、世界が知った適正な法の手続がされない日本の暗黒司法、原告の hp”司法の崩壊”は注視されている。

法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと(2項1号)。

判決書・通知書の送達は裁判所の職権行為であり、書記官は郵便送達を利用する。郵便法49条は、民事訴訟法に従った送達を行うため、「特別送達」と呼ばれる郵便物の特殊取扱を定めている。

原審の平成26年(レ)第1030号事件判決書の特別送達郵便は郵便法第37条及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反する送達が為された、故に民法第97条でいう「到達」には当たらない。

裁判所からの特別送達は到達していても、その中身が判決文や期日通知書であれば、これは裁判所の意思表示であり、これが郵便法に違反した特別送達及び普通郵便物であったなら、この郵便物は到達はしていても、郵便法第37条により法的効力はないということになる。

郵便法第37条第1項、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

この「正当交付」とは、郵便法違反で届いた郵便物は「正当交付」にはならない、郵便法違反は、強行規定違反にあたる。

強行規定違反は、問答無用で無効であり、強行規定＝公益に関するもの＝郵便法＝絶対的強行法規である。

絶対的強行法規＝どんな理由があっても、郵便物は郵便法に則り扱わなければならない。

送達が適法でない限り、かかる裁判は終了したことにはならない、郵便法違反であれば、判決が特別送達によって送達されているとしても、郵便法第37条によって民法第97条でいう「到達」は、法的効力がなくなる。

よって、上告人の主張する法的結論は、東京地裁・高裁からの送達は無効であり、判決裁判所を構成せず、高等裁判所は破棄差し戻しすべきである。

結語

強行規定は、国家や社会などの一般的な秩序を守るための規定である。

このため行為の当事者が強行規定より異なる意思表示をおこなったとしても、強行規定が優先される。

上告人は日本郵便株式会社に対して再度の「特別送達郵便に係る質問書」を提出、しかし未だ回答が得られず、また本書面を書留郵便で送り、この検索結果から統括郵便局を経ずに送達される郵便法違反を証明する、この結果を上告人は論証の追完とする故に、郵政からの回答が得られるまで審議を留保されたい。

なお、二審合議の法廷で原裁判長に向かい、「掲示板には何時に公示送達をしたのか」これに対して「掲示板に公示とは、言っている意味が解らない」

前回の高裁で同じ質問をしたところ、「高裁前の掲示板に一日公示した」と裁判長は答えた、この事実を伝えても解らないと惚けた、これを後日に担当書記官に訊ねたところ、「一日限りで公示した」原裁判長とのやり取りが法廷記録されていれば、三人の裁判官は控訴理由書を読んでいなかった。

以上

疎明資料 1から6まで提出する。

平成 27 年(レツ)第 30 号 上告受理申立事件

上告人

被上告人 旧姓 須崎 佐藤スミエ

2015 年 7 月 9 日

東京地裁民事第 33 部 御中

上告人

通常、書留郵便物等は、引受から配達に至るまで、非常に厳重な手順で幾重にもチェックがなされたうえで、名宛人に配達されるため、間違いなどめったにない。普通は、インチキなど到底というか、そうそう簡単に郵便法違反の扱いは出来ない仕組みになっている、とりわけ、一般書留(現金書留も)は不可能なはずです。

そして、PC 上に表示される追跡表示も、簡単にアクセスして大量のダミー郵便物を表示させるということは、社内であっても本来は不可能なはずです。

裏ルート扱いされた書留(特別送達郵便)は、追跡表示も裏ルートの偽追跡表示で本物らしく表示させなければならないのです。騙すために…です。

追跡表示に現れたいくつかの不可思議な現象…ところが、真相が解明したら、これらの現象が一举に解決したのです… 以上

検索結果 詳細 - 日本郵便



検索結果 詳細 [郵便物等]

本件・上告理由書は一般書留で担当民事部宛てに発送、この配送ルートの東京多摩郵便局を経由する表示は正しい、しかし御庁からの発送には、中継支店である東京多摩郵便局の表示がなく、直接に銀座局から八王子局に発送とする表示がされる、これは郵便法・景表法違反で送達は無効である。

お問い合わせ番号	商品種別
123-45-86993-3	一般書留

履歴情報

状態発生日	配送履歴	詳細	取扱局	県名等
			郵便番号	
2015/07/08 14:33	引受		八王子市役所前郵便局	東京都
			192-0051	
2015/07/08 19:10	発送		八王子郵便局	東京都
			192-8799	
2015/07/08 23:55	発送	正しい表示	<u>東京多摩郵便局</u>	東京都
			209-8799	
2015/07/09 06:32	到着		銀座郵便局	東京都
			100-8799	
2015/07/09 10:56	お届け先にお届け済み		銀座郵便局	東京都
			100-8799	